

# 公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の施行について

(昭和42年2月21日閣議了解)

各省庁は、その所管に係る公共事業の施行に伴う公共補償について、この要綱の適正な実施を確保するため、すみやかに所要の措置を講ずるとともに、政府関係機関、地方公共団体その他の公益事業者等に対し、すみやかにこの要綱に定めるところに即して公共補償の基準を制定するよう指導するものとする。

また、この要綱は、これを遵守すべき起業者が一方において公共施設等の管理者として被補償者ともなる立場にあるから、この要綱の適正な実施の確保にあたっては、あわせて、被補償者としての立場においてもこれを遵守するよう、各省庁において必要な措置を講ずるものとする。